

令和3年第3回九戸村議会定例会

令和3年9月17日（金）

午前10時 開議

◎議事日程（第4号）

- | | | |
|-------|---------------|--|
| 日程第1 | 議案第17号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第6号 | 令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第3 | 議案第7号 | 令和2年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 議案第8号 | 令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第9号 | 令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第10号 | 令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第11号 | 令和2年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第12号 | 令和2年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第13号 | 令和2年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第14号 | 令和2年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第15号 | 令和2年度九戸村水道事業会計決算認定について |
| 日程第12 | 議案第16号 | 令和2年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて |
| 日程第13 | 令和3年 請願第1号 | 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願 |
| 日程第14 | 令和3年 請願第2号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願 |
| 日程第15 | 発議第1号 | 九戸村議会会議規則の一部を改正する規則 |
| 日程第16 | 発議第2号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |
| 日程第17 | 発議第3号 | 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書 |
| 日程第18 | 発議第4号 | 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 |
| 日程第19 | 発議第5号 | 県立二戸病院附属九戸地域診療センターの受診体制の充実を求める意見書 |
| 日程第20 | 総務教育常任委員会 | の閉会中の所管事務調査の件について |

日程第 21 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

日程第 22 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

日程第 23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

◎出席議員（12人）

| | | | | | | | |
|----|-----|-----|---|-----|-----|-----|---|
| 1番 | 古 舘 | 巖 | 君 | 7番 | 保大木 | 信 子 | 君 |
| 2番 | 川 戸 | 茂 男 | 君 | 8番 | 岩 渕 | 智 幸 | 君 |
| 3番 | 坂 本 | 豊 彦 | 君 | 9番 | 渡 | 保 男 | 君 |
| 4番 | 大 崎 | 優 一 | 君 | 10番 | 山 下 | 勝 | 君 |
| 5番 | 中 村 | 國 夫 | 君 | 11番 | 桂 川 | 俊 明 | 君 |
| 6番 | 久 保 | えみ子 | 君 | 12番 | 櫻 庭 | 豊太郎 | 君 |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|-----|-------|-------|-----|-------|-------|-------|-----|---|---|---|
| 村 | 長 | 晴 山 | 裕 康 | 君 | | | | | | | | | |
| 副 | 村 | 長 | 伊 藤 | 仁 君 | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 岩 渕 | 信 義 君 | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 大 向 | 一 司 君 | | | | | | | | |
| 移 | 住 | 定 | 住 | 担 | 当 | 課 | 長 | 川 原 | 憲 彦 君 | | | | |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 担 | 当 | 課 | 長 | 浅 水 | 涉 君 | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 吉 川 | 清一郎 | 君 | | | | | | |
| 兼 | 税 | 務 | 住 | 民 | 課 | 長 | 杉 村 | 幸 久 君 | | | | | |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 中 奥 | 達 也 君 | | | | | | |
| 産 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | 関 口 | 猛 彦 君 | | | | | | |
| 地 | 域 | 整 | 備 | 課 | 長 | 坂野上 | 克 彦 君 | | | | | | |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 上 村 | 浩 之 君 | | | | | | | | |
| 地 | 域 | 整 | 備 | 課 | 主 | 幹 | 兼 | 水 | 道 | 事 | 業 | 所 | 長 |

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|-----|-----|-----|-----|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 大久保 | 勝 彦 | | |
| 事 | 務 | 局 | 長 | 補 | 佐 | 野辺地 | 利 之 |

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

9 月 17 日付けで村長から別紙長提出追加議案一覧表のとおり、追加議案 1 件の送付がありました。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

◎議案第 17 号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、議案第 17 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

これから提案理由の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（大向一司君） それでは、議案第 17 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産でございますが、防災行政無線戸別受信機。数量は 250 台。取得価格は 1,435 万 5,000 円でございます。取得の方法は、買入れとなります。取得先でございますが、所在地は、岩手県盛岡市本町通三丁目 20 番 6 号。名称、北日本通信株式会社 代表取締役 瀬川 純。

提案理由でございますが、防災行政無線戸別受信機の利用希望があった世帯に貸与するため買入れしようとするものでございます。

なお、貸与は無償で行うものでございます。以上説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、中村國夫君

○5番（中村國夫君） 今回、財産を取得ということで、防災無線受信機について取得されてございますけれども、今回の入札に当たりまして、何者が入札に参加されたのか、まずお伺いします。

それから、県内業者が何者あったのか、それについてもお伺いします。

それから取得価格についてもお知らせいただきたいと思います。

そして、耐用年数についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 指名業者でございますが、県内盛岡市になりますが、3者となります。

取得価格でございますけれども、1,435万5,000円。契約率は90.0%となります。

耐用年数につきましては、10年ということになります。

以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、ありませんか。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 数量250台ですけれども、これで全員の希望する方に貸与なるということでしょうか。

それとも在庫なんかがあって足りない分を買い入れしようとするものなんでしょうか。その辺をお知らせください。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 在庫がございましたので、希望調査をいたしまして不足分を購入させていただきたいというものでございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 何世帯が希望されたのか、お知らせください。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（大向一司君） 合わせまして420戸ということになります。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎決算審査特別委員会委員長の報告・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第2、議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第11、議案第15号「令和2年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました各議案は、9月10日の会議において、決算審査特別委員会を設置し、付託したものであります。審査が終わり、報告書が提出されております。

審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、中村國夫君の登壇を許します。

(決算審査特別委員長 中村國夫君登壇)

○決算審査特別委員会委員長(中村國夫君) 決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

ただいま議題となりました議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第11号「令和2年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案10件は、慎重なる審査の結果、お手元に配布の委員会報告書のとおり、議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の2件を除いて、8件の議案については「原案のとおり認定すべきもの」と決定されました。

議案第9号及び議案第10号の2件については、引き続き慎重な審査を要するため、「閉会中の継続審査とするべきもの」と決定されました。

なお、議案第8号「令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」及び議案第11号「令和2年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の議案2件に対しましては、反対の討論がありました。

その旨、併せて報告し、本委員会に付託されました事件についての審査結果報告といたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、日程第2、議案第6号「令和2年度九戸村一般会計歳入歳出決算認

定についてから、日程第 11、議案第 15 号「令和 2 年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの議案 10 件について、順次、討論、採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎議案第 6 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

議案 10 件は、順次、討論、採決いたします。

最初に、日程第 2、議案第 6 号「令和 2 年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 号「令和 2 年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第 7 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 3、議案第 7 号「令和 2 年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 7 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 号「令和 2 年度九戸村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第 8 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第4、議案第8号「令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「議長、6番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 私は、議案第8号「令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押し付ける悪法です。2008年の制度導入後、すでに4回にわたる保険料値上げが強行されました。際限のない保険料値上げと差別医療のこの制度が高齢者を苦しめています。医療費の重すぎる窓口負担に高齢者が悲鳴を上げています。

70歳から74歳の窓口負担を2割に引き上げる改悪を2014年度に実行に移しました。さらに、今度は75歳以上の高齢者の現在窓口1割負担を2割負担にすることが今年の通常国会で決められてしまいました。このように高齢者の医療費負担が増やされ続ける制度でしかありません。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。

今の後期高齢者医療保険制度のあり方が問題だと考えます。

このことから、議案第8号「令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」反対します。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第8号「令和2年度九戸村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第9号の閉会中の継続審査・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第5、議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算審査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第10号の閉会中の継続審査・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第6、議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算審査特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第11号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第7、議案第11号「令和2年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論ありませんか。

（「議長、6番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 私は、議案第11号「令和2年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論します。

索道事業は、一般会計から毎年、多額の繰り入れをしています。このままでは良いとは思いません。村の財政規模を踏まえて、今のやり方でこの事業は本当にいいのか、あり方について、抜本的に十分な検討を求めて、反対討論とします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第11号「令和2年度九戸村索道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第12号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第8、議案第12号「令和2年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「令和2年度戸田財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第13号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第9、議案第13号「令和2年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「令和2年度伊保内財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第14号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第10、議案第14号「令和2年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「令和2年度江刺家財産区特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第15号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第11、議案第15号「令和2年度九戸村水道事業会計決算認定について」、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号「令和 2 年度九戸村水道事業会計決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第 16 号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 12、議案第 16 号「令和 2 年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」を議題といたします。
説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 16 号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 16 号「令和 2 年度九戸村水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。
-

◎令和 3 年請願第 1 号の委員長報告・質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 13、令和 3 年請願第 1 号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願」を議題といたします。
審査の結果について、登壇の上、委員長の報告を求めます。
産業民生常任委員長、川戸茂男君
（産業民生常任委員長 川戸茂男君登壇）
- 産業民生常任委員長（川戸茂男君） ただ今、議題となりました令和 3 年請願第 1 号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願」の審査の結果について、ご報告いたします。
審査の結果、委員全員の賛成のもと、「採択とすべきもの」と決定いたしました。
以上、本委員会に付託されました請願についての審査結果報告といたします。
- 議長（櫻庭豊太郎君） 委員長の報告が終わりました。
これから、ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和3年請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

この請願に対する委員長の報告は、「採択」であります。

この請願は、委員長の報告のとおり「採択」と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年請願第1号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための請願」は、委員長の報告のとおり「採択」とすることに決定いたしました。

◎令和3年請願第2号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第14、令和3年請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

審査の結果について、登壇の上、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長、中村國夫君

(総務教育常任委員長 中村國夫君登壇)

○総務教育常任委員長(中村國夫君) ただ今、議題となりました令和3年請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」の審査の結果について、ご報告いたします。

審査の結果、委員全員の賛成のもと、「採択とすべきもの」と決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました請願についての審査結果報告といたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 委員長の報告が終わりました。

これから、ただ今の委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和3年請願第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

この請願に対する委員長の報告は、「採択」であります。

この請願は、委員長の報告のとおり「採択」と決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、令和3年請願第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願」は、委員長の報告のとおり「採択」とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程・説明・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第15、発議第1号「九戸村議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員長 大崎優一君の登壇を許します。

(議会運営委員会委員長 大崎優一君登壇)

○議会運営委員会委員長(大崎優一君) 令和3年発議第1号について、説明いたします。

朗読して提案説明といたします。

1枚めくっていただきまして、九戸村議会会議規則の一部を改正する規則。

九戸村議会会議規則の一部を次のように改正する。

第128条を第129条とする。

第18章を第19章とする。

第127条を第128条とする。

第17章を第18章とし、第16章の次に次の1章を加える。

第17章 全員協議会

第127条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

第2項 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

第3項 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則として、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

次のページに、新旧対照表を添付しております。

1枚目に戻っていただき、提案理由でございます。

議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場として、地方自治法第100条第12項の規定による全員協議会を設けるため、改正しようとするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。
本案は、質疑を省略して、直ちに討論を行いたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を省略して、討論を行います。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、発議第1号を採決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。
したがって、発議第1号「九戸村議会会議規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程・説明・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第16、発議第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の確保を求める意見書」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
提出者、議会運営委員会委員長 大崎優一君の登壇を許します。
（議会運営委員長 大崎優一君登壇）
- 議会運営委員会委員長（大崎優一君） それでは、発議第2号について、説明いたします。
文案を朗読して、提案説明といたします。
文案を朗読して、説明とさせていただきます。
1枚、めくっていただきます。
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。
地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災、減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩（ぞうすう）が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このため

には、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を、令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする事。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日。岩手県九戸村議会。

提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛てでございます。

1枚目に戻っていただいて、提案理由でございます。

地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災、減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩（ぞうすう）が見込まれる社会保障等への対応が迫られている。

このことから、地方税財源の確保、充実を求めるため、国会並びに国の関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

本案は、質疑を省略して、直ちに討論を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略して、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財政の確保を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第17、発議第3号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、産業民生常任委員長、川戸茂男君

（産業民生常任委員長 川戸茂男君登壇）

○産業民生常任委員長（川戸茂男君） 発議第3号について、説明をいたします。

文案を朗読して、説明とさせていただきます。

1枚、めくっていただき、意見書をご覧ください。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を与えました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS（サーズ）、新型インフルエンザ、MERS（マーズ）、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルスとのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守

るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上を踏まえ、地域住民のいのちと健康を守る立場から、下記の事項について国に要望します。

1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療・介護・福祉に十分な財源確保を行うこと。

2 公立・公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4 保健所の増設・保健師等の増員など、公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること。

5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和3年9月17日。岩手県九戸村議会。

提出先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官宛てでございます。

1枚目に戻っていただいて、提案理由でございます。

国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充を求めるため、意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 委員長の提案説明が終わりました。

これから、ただ今の委員長の説明に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」は、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第18、発議第4号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、総務教育常任委員長、中村國夫君の登壇を許します。

（総務教育常任委員長 中村國夫君登壇）

○総務教育常任委員長（中村國夫君） 発議第4号について、説明をいたします。

文案を朗読して、説明とさせていただきます。

1枚目をめくっていただきたいと思います。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。また、よりきめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。文部科学大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性について言及しています。

学校現場では、感染症対策による消毒作業や貧困・いじめ・不登校など、解決すべき課題が依然として山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況です。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善が不可欠です。

一方、義務教育費国庫負担制度については、平成18年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国が果たすべき役割です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1 計画的な教職員定数の改善を推進すること。また、自治体が「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日。岩手県九戸村議会。

提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てでございます。

1枚目に戻っていただいて、提案理由でございます。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、ゆたかな子どもたちの学びが保障されるよう教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充を求め、国会並びに国の関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 委員長の提案説明が終わりました。

これから、ただ今の委員長の説明に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」は、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第19、発議第5号「県立二戸病院附属九戸地域診療センターの診療体制の充実を求める意見書」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、産業民生常任委員長、川戸茂男君の登壇を許します。

（産業民生常任委員長 川戸茂男君登壇）

○産業民生常任委員長（川戸茂男君） 発議第5号について、説明をいたします。

文案を朗読して、説明とさせていただきます。

1枚めくっていただき、意見書をご覧ください。

県立二戸病院附属九戸地域診療センターの診療体制の充実を求める意見書

少子・高齢化が急速に進む中で、地域住民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題であります。

県立二戸病院附属九戸地域診療センターは、本村で唯一の医療機関として、村民が安心して暮らすことができる地域医療・地域福祉の機能を維持してきたところであり、地域医療の提供に大きな役割を担っているところであります。

しかしながら、本年8月末に常勤医師1名が退職され、減員となったことから、診療体制の低下が懸念されるとともに、村民の医療体制に対する不安、心配の声が高まっております。

現に、介護保険申請のための医師の意見書作成に関わる業務や、これまで毎週行われてきた村内の高齢者施設の回診は、9月からなくなったことから、これにより施設では毎週入所者を九戸地域診療センターや県立軽米病院に移送して処置を受けなければならない状況にあります。高齢者施設では、人手不足の中において、介護負担感が増大しております。

また、感染症対策である各種の予防接種業務においても、高齢化の進む本村においては、接種を希望する高齢者の多数が九戸地域診療センターでの接種を受けており、村外の医療機関での接種が難しい高齢者が多くいることも事実であります。

県民の命と健康を守り、医療を保障することは、県政の最大の責務であります。県立病院の創業の精神である「県下にあまねく良質な医療の均てんを」のとおり、県内のどこの地域に住んでいても良質な医療を受けられる医療体制の維持・充実が求められます。

よって、県立二戸病院附属九戸地域診療センターの診療体制の充実を求めるため、下記の事項の実現を強く要望します。

1 九戸地域診療センターの常勤医師が不在となったことから、早期に常勤医師を配置すること。

2 常勤医師が不在の間は、派遣医師による十分な医療提供体制を確保するとともに、地域の医療サービスに支障が生じないように措置すること。

3 地域の医療体制を更に低下させないため、無床化された県立病院地域診療センターの診療体制の維持・充実を図り、必要な医師の確保対策を強力に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日。岩手県九戸村議会。

提出先でございますが、岩手県議会議長、岩手県知事、岩手県医療局長宛てでございます。

1枚目に戻っていただいて、提案理由でございます。

県立二戸病院附属九戸地域診療センターの常勤医師が退職されたことにより、診療体制の低下が懸念されるとともに、住民の医療体制に対する不安が高まっている。

このことから、常勤医師の早期配置と、地域医療サービスに支障が生じないよう措置することを求め、岩手県の関係機関に意見書を提出しようとするものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 委員長の提案説明が終わりました。

これから、ただ今の委員長の説明に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号「県立二戸病院附属九戸地域診療センターの診療体制の充実を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第20、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の教育施設等の視察調査並びに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 21、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」、議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査、並びに所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 22、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、議会広報紙の発行及び公聴に関する事務、並びに所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 23、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」、議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上をもちまして、令和3年第3回九戸村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会（午前11時12分）